

児童館の機能と活動内容についての一考察  
—「居場所」としての機能を中心に—

**A study on Functions and Activities of Children's Center  
-Focusing on Functions as Places of Belonging for Children-**

小 栗 正 裕

Masahiro Oguri



# 児童館の機能と活動内容についての一考察

## —「居場所」としての機能を中心に—

### A study on Functions and Activities of Children's Center -Focusing on Functions as Places of Belonging for Children-

小栗正裕\*

Masahiro Oguri

#### はじめに

内閣府は2017（平成29）年より、国及び地方公共団体等による居場所づくりの取り組みに資するため、「子供の居場所づくり」を支援する施策について実施状況調べを行っている。この調査は「子供の貧困対策になりうる居場所の提供を想定」しているが、調査対象は貧困の状況にある子どもに限定していない。2022（令和4）年の調査によれば、全国で508件の施策が行われている<sup>1</sup>。

子どもの「居場所」の問題は元々、不登校問題から出てきた。子どもは一日のうち一定時間帯は学校に居なければならないが、何らかの理由で学校に行くことが出来ない場合、家庭に居ることになる。しかしその時間帯の家庭は本来居るべきでなく、そこで不登校の子どもが安心して居られる「居場所」が問題となってきた<sup>2</sup>。

しかし今日、子どもの「居場所」の問題とは不登校の子どもに限らない。今日の「居場所」づくりの取り組みの中には「子ども食堂」「学習支援」と組み合わせて「子どもの貧困」対策に関連して行われていることもある<sup>3</sup>。また、「放課後児童クラブ」のように、いわゆる「留守家庭」の子どもの放課後の「居場所」のための施策もある。一方で、「不登校」「貧困」「留守家庭」などの理由が無くとも学校や家庭に居場所を見出せない子どもや若者の問題を聞く機会も多い。

様々な「居場所づくり」の施策や取り組みが行われているが、同じような問題関心のもとに創設された児童福祉施設として、児童館が存在する。本稿では、「居場所」の概念を踏まえながら、子どもの「居場所」としての児童館の可能性とその課題について考察していくこととする。

#### I 子どもの「居場所」の現在

##### (1) 「居場所」とは

「居場所」という言葉は日常語として用いられており、その意味するところも、用いられる文脈によって微妙に変化するように思われる。国語辞典では「人などがいるところ。いどころ。」「その人が心を休めたり、活躍したりできる環境。」<sup>4</sup>とされており、物理的な場所を指すとともに、精神的な意味でも用いられる。

「居場所」の概念について理論的に整理する試みもある。住田正樹<sup>5</sup>は、「そこで自己を承認し、自己肯定感や安心感を感じて安らぎを覚え、ホッと安心してもらえるという「居場所」の構成条件に「主観的条件」と「客観的条件」があると述べる。「主観的条件」は、「子ども自身が「居場所」としての意味をその場所に付与することができるということ」とし、「客観的条件」はさらに「関係性」と「空間性」という2つの条件があり、「関係性」の条件として「子どものありのままを、そこにいる他者が受け入れ、その子どもに共感的な、同情的な理解を示しているという関係がそこ

\* 福岡女学院大学

になければならない」こと、「空間性」の条件とは「安定的な他者との関係が形成されている一定の物理的空間」であるとし、この「関係性」「空間性」は一体的に結びつけられ、組み合わされていると述べている。また、子どもの「居場所」は1つとは限らず、学校や家庭の「それぞれの生活領域ごとに「居場所」を形成することがある」こと、「同じ生活領域であっても関係性と空間性が異なれば複数の「居場所」を持つことになる」とも指摘している。

増山等<sup>6</sup>は、子どもの居場所の要件として、次の3つを挙げている。第一に「物理的空間としての子ども固有のスペースであり、子どもの自由や自治が保障された「たまり場」「子どもの領分(テリトリー)」」。第二に「子ども自身が生きる目標や憧れを発見し、生きていることへの「期待感」をもてるということ」。第三に「そこに子どもの役割があり、持ち場があり、立場があり、出番があり、一人ひとりの子どもが「あてにされる存在」として生きていることを実感できる場・暮らしの拠点」ということである。

桜井政成<sup>7</sup>は、複数の研究を検討しながら「居場所」について、他者との関係のありようによって「個人的居場所」と「社会的居場所」があることを説明している。「個人的居場所」とは1人でいる居場所であり、「一人になることで情緒を安定させたり自己受容したりすることにより、自己の存在を確認し、自分らしさを取り戻せることで、自己にまとまりを与える体験ができる場」、社会的居場所は他の人と一緒にいる居場所であり、「他者から得られる自己対象に触れることにより、自己の存在や自分らしさを確認できることで自己にまとまりを与える体験が出来る場」で、ありのままにいられるという感覚とともに、自分が必要とされ役に立っていると思える感覚とも関連していることを述べている。そして、個人的居場所も時には必要であるが、生きづらさ解消のためには社会的居場所がより重要な役割を果たすとしている。

## (2) 「居場所」の喪失

本稿冒頭でも述べた子どもの「居場所づくり」だが、「居場所」を「つくる」という施策や取り組み自体が、今日の子どものための「居場所」のなさを前提としていると見ることも出来る。園田・南<sup>8</sup>は「現代社会

に生きる子どもたちに居場所はあるのだろうか」という問いは、「居場所のなさ」「居場所づくりの必要性」などの意識の反映」と述べている。

萩野矢慶記氏の写真集『街にあふれた子どもの遊び』には、1978年から17年間ライフワークとして捉えた戸外で群れて遊ぶ子どもの姿が収められているが、1984年のゲーム機登場により異変が生じ、1994年には戸外の遊びは一気に消え失せてしまったという<sup>9</sup>。子どもが過ごす時間の多くを学校が占めていることには違いないが、街角や路地裏、空き地など、様々な地域の遊び場における子どもの遊びがあり、そこにも子どもの「居場所」は存在していたのである。しかし今日、そうした場所で遊ぶ子どもの姿を見ることは少なくなってしまうている。

小川博久・岩田遵子<sup>10</sup>は、「現在の自分を自己肯定できるような存在として自己のアイデンティティを感じることが出来るためには、その社会や集団が期待する自己像と自分自身のイデアール(自分のあるべき)でイマジネール(自分が想像する)な自己像が一致することが必要」であり、子ども一人ひとりにとって「居場所」があるということは、子ども自身のイデアールでイマジネールな〈役柄〉と周囲が期待する〈役柄〉が一致することだと述べている。そして、高度経済成長期前は学習面においては「問題児」というレッテルが貼られたとしても、遊び仲間においてはそのようなレッテルから解放され、仲間からも自己の存在を肯定的に捉えられていたが、高度経済成長期以降、前近代的な遊び集団が解体し、クラスの間関係が学業成績という唯一の基準で計られる集団へと組み換えられ、学校外でも塾やおけいごごとによって学業文化が肥大化することによって、子どもたちは遊び場面でもクラス内の成績序列から解放されるときが無くなったと述べる。学習面でレッテルが貼られると遊び場面でもその〈役柄〉を刻印され、自分自身を肯定的に捉える〈役柄〉を付与する機会が無くなるので、クラス内に「居場所」があると感じられなくなると述べている。そして、クラス外にも彼に肯定的な〈役柄〉を与える場も無いとすれば、こうして子どもの「居場所」が失われることになっていくことになる。

## II 児童館の概要とその特性

児童館とは、児童福祉法第40条に「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と規定される児童厚生施設で、児童福祉施設のひとつである。機能等により種別があり、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型・B型・C型）がある。2020（令和2）年10月現在で、4,398館（うち2,533館が小型児童館、1,733館が児童センター）が設置されている<sup>11</sup>。

「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日・厚生省児童家庭局長通知）において、その対象児童はすべての児童とされている。ただし、主に指導の対象となる児童は概ね3歳以上の幼児及び小学校1～3年の学童及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とされている。

児童館の源流は、20世紀前半に行われたセツルメント運動であり、「児童を通じての接触」を通して家庭に介入し、地域における福祉活動を促進するものであった。具体的には、保育所、幼稚園、児童クラブ、児童図書館、児童遊園、お話会、勉強会、体育会、珠算会等であった<sup>12</sup>。

1947（昭和22）年12月に児童福祉法が公布され、翌1948（昭和23）年より施行された。この法律は当初の法案では「児童保護法」として検討され、児童館にあたるものはその中で「児童保護施設」「健康文化施設」などとして構想されたが、最終的には、児童福祉法が「すべての児童」を対象としたスタンスを具現化する象徴として「児童厚生施設」となった<sup>13</sup>。

当初は実際の児童館の設置は進まず、1960（昭和35）年時点で172館であったが、1963（昭和38）年に児童館施設整備費・運営費の国庫補助が開始されると設置が進められ、1975（昭和50）年には2,117館、1985（昭和60）年には3,517館と増加し、2006（平成18）年に4,718館でピークを迎えた。

児童館の運営の基本的な事項を国により示されたものとしては、「児童福祉施設最低基準（厚生省令）」（2011（平成23）年に「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」に変更）とは別に、1950（昭和50）

年に「児童厚生施設運営要綱」が厚生省児童局より発出されていた<sup>14</sup>が、2011（平成23）年に「児童館ガイドライン」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出された。この「児童館ガイドライン」は2018（平成30）年に改正されて厚生労働省子ども家庭局長通知として発出されている。

この中で、その目的として「児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。」とされ、改めてすべての児童を対象とすることが示された。そして、児童館の特性として、以下の3点を挙げている。

### ① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

### ② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

### ③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

児童館が持つ固有の特性として、まず挙げられるのは、他の児童福祉施設のように利用対象が制限されていない点である。次に、子どもがそこで自由な時間を過ごすことが出来るという点である。さらに、専門性を持つ職員（児童厚生員）が居り、子どもとの関わりと課題の発見、や地域、関係機関との連携を図れる点である。



### Ⅲ 児童館の機能と活動内容

#### (1) 自由来館

児童館ガイドラインに、児童館の目的として「18歳未満のすべての子どもを対象とし」とあり、また児童館の特性として「子どもが自らの意思で利用でき」とあるように、その基本的な機能に「自由来館」がある。特に予約や申し込みを必要とせず、子どもが自由に遊びのために訪れることが出来る場所である。また、児童館ガイドラインではその機能・役割として、「子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常生活を支援していく。」とある。

子どもが児童館を利用するのに特別な目的は必要とせず、日常の遊び場として自由に時間を過ごす場である。児童厚生員は子どもの遊びに直接かかわりながら子どもを受け入れ、話し相手となる身近な大人である。

また、児童館の対象は18歳未満の子どもであるため、中・高校生も自由来館の対象となる。「児童館ガイドライン」では、13歳から18歳の子どもについて、「文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。」と述べられている。

児童館ガイドラインではその設備について、日常的に子どもが遊びに利用するための集会室、遊戯室、図書室、創作活動室などが備えられる他、遊具や備品等、また、中・高校生の文化活動・芸術活動のためのスペースと備品等を必要に応じて備えることと記述されている。例えば玩具や遊具、運動あそびのための設備・備品の他、中・高校生の活動のための、ダンスや

バンド等の活動が出来るスタジオや、それに関連する機材等を備えている児童館も存在する。

#### (2) 放課後児童クラブ

1963（昭和38）年の児童館への国庫補助創設は、高度経済成長期に各地で活発となった学童保育の設置を求める運動や、農繁期の子どもに放課後の居場所を求める阿部千里の陳情などによるものであった<sup>15</sup>。児童館の整備は、放課後児童対策として進められた面も大きかった。

1989（平成元）年の合計特殊出生率が「ひのえうま」の年を下回った、いわゆる「1.57ショック」を契機に少子化対策が進められるようになり、1994（平成6）年に策定された「緊急保育対策等5か年事業」では、多様な保育サービスの促進が掲げられ、その中に放課後児童クラブも含まれて整備が進められるようになった。

1997（平成9）年の児童福祉法改正により、「放課後児童健全育成事業」として法制化されている。2021（令和3）年5月時点で、放課後児童クラブのクラブ数は26,925か所であり、うち約9.0%の2,434か所が児童館の施設を用いて開設されている<sup>16</sup>。児童館ガイドラインには「放課後児童クラブの実施と連携」について、「児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう」「児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう」それぞれ配慮すること、「児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるよう」配慮するとともに「協力して行事を行う」などの工夫を行うことなど、放課後児童クラブを利用する児童と一般児童（自由来館）が共に児童館を利用することが想定された記述がされている。しかし、中には児童館のすべての部屋を放課後児童クラブ室として利用するなど、放課後児童クラブのために一般児童が児童館から閉め出されてしまう問題も起きている<sup>17</sup>。

#### (3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、公共施設や保育所、児童館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、また、NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、

子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図る事業である。

先述の「1.57ショック」を契機による少子化対策として、1994（平成6）年の「緊急保育対策等5か年事業」で、子育てを地域ぐるみで支援する体制の整備が掲げられ、「地域子育て支援センター」として整備が進められた。これに2002（平成14）年に開始された「つどいの広場」事業を合わせて2007（平成19）年に再編されて「地域子育て支援拠点事業」となった。2008（平成20）年の児童福祉法改正で法制化されている。

児童館において「地域子育て支援拠点事業」を行うことも多く、2007（平成19）年の再編では、旧地域子育て支援センターの「センター型」、旧つどいの広場の「ひろば型」と共に、「児童館型」とされていたが、2013（平成25）年に「一般型」「連携型」に再編されている。2021（令和3）年時点で地域子育て支援所点事業の実施数は7,611か所であり、うち約15.7%の1,194か所が児童館で実施されている<sup>18</sup>。

児童館ガイドラインでも子育て支援の実施についての記述があり、その中で「(1)保護者の子育て支援の実施」「(2)乳幼児支援」「(3)乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取り組み」「(4)地域の子育て支援」について述べられている。小・中・高校生が利用する児童館の機能と乳幼児とその保護者の子育て支援を有機的に関連させた取り組みが期待されている。しかし、中には子育て支援事業のために一般児童が児童館から閉め出されてしまう問題も起きている<sup>19</sup>。

#### Ⅳ 児童館の可能性と課題

##### (1) 「居場所」への可能性

児童館ガイドラインで、その特性として「子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。」とあるように、そこでは何をしても過ごすということが強制されない。児童館では、子どもがそこで一人でぼんやり過ごしたいと願えば、それも可能である。このように児童館は、家庭外の空間でありながら「個人的居場所」とすることも可能な場所である。その一方で、児童館ガイドラインではその活動内容と

して、「子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること」「子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な集団を形成して、様々な活動に取り組めるように援助すること」とあるように、好きな遊びを選択し遊び集団を形成する中で自分らしさを発揮し、他者より承認される経験をする中で、そこが「社会的居場所」となる可能性も持っているのである。

桜井政成<sup>20</sup>は、アメリカの社会学者オルデンバーグの「サードプレイス」という概念を紹介し、「生活上欠かせないファーストプレイス（第1の居場所）である自宅、セカンドプレイス（第2の居場所）である職場や学校に加えて、サードプレイス（第3の居場所）が都市居住者には必要」と述べ、さらに「サードプレイス」にはオルデンバーグが提唱したものに近い「交流型」の他、「マイプレイス型」のサードプレイスが存在することを紹介している。これになぞらえれば、子どもにとってはファーストプレイスとして家庭、セカンドプレイスとして学校があるが、この他にサードプレイスが必要と考えられる。かつては街角や路地裏、空き地などの遊び場が子どもたちのサードプレイスであったが、児童館は今日におけるサードプレイスとして機能する可能性を持っているとも考えられる。

先に挙げた小川博久・岩田遵子<sup>21</sup>は、「近代学校システムの内部においても（中略）学業の優劣とは別の象徴体系を生成させることも可能」であるとし、「序列化という（中略）象徴体系を認めつつも、そこに序列化とは別の象徴体系を共存させることができるのではないか」「序列化の象徴体系では自己否定的な〈役割〉を付与されても、別の象徴体系によって自己肯定的な〈役割〉が付与されれば、クラス集団がXに付与する〈役割〉とXが望む〈役割〉を一致することが可能となる」と述べている。これをクラス集団の中への共存を目指すことは教師による学級運営の課題であり、小川・岩田の問題関心もそこにあった。その一方でセカンドプレイスである学校とは切り離された、序列化という象徴体系から解放された場を学校外のサードプレイスにつくり出すことへの可能性も考えられよう。

児童館は子どもの自由な遊び場、「たまり場」「子どもの領分（テリトリー）」とも言える。児童館ガイドラインでは、その活動内容として「子どもが意見を述べ

る場の提供」が挙げられており、具体的には「児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること」「子どもの話し合いの場を計画的に設け、(中略)子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること」と記述されている。実際に、子どもが主体となって企画して実施されるイベントに取り組む児童館も多い。

児童館には子どもと関わる職員として児童厚生員が居り、児童館ガイドラインではその職務について「子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する」とある。児童厚生員は、対子どもとしては、子どもの遊びに直接関わる中で子どもに寄り添う大人である。しかし彼らは完全に子どもとして遊びに参加するのではなく、一方で大人として役割を併せ持ち、子どもどうしの関係の調整や遊びの提案、遊び集団のコーディネートなどを行う。児童厚生員は、子どもの世界に直接関わる数少ない専門職として子どもの「居場所」をつくりだし、支える役割を持っているのである。

## (2) 減少傾向にある児童館

先述の通り、2006(平成18)年に4,718館でピークを迎えたが、その後は減少傾向にあり、2020(令和2)年10月現在で、4,398館である。

行政改革の流れの中で児童館関連の予算は削減が続き、1986(昭和61)年には児童館運営費のうち人件費の国庫補助が廃止されて一般財源化(地方交付税化)、1997(平成9)年には公設公営児童館への運営費補助が廃止され、2003(平成15)年には地方自治法の改正で公設児童館への指定管理者制度が適用された<sup>22</sup>。

また、児童館を閉館させ、その建物や跡地を放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業などに活用しようとする例が見られる。放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業は「緊急保育対策等5か年事業」以来、整備目標が設けられて整備が進められた。2012(平成24)年の子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、国による財政支援が行われている。しかし、児童館はこれらの国の施策

には登場せず、事実上、自治体の独自事業となっている。児童健全育成推進財団が2015(平成27)年に行った調査によれば、市区町村における児童館設置率には都道府県によって大きな差異があり、香川県で100%、石川・大分・東京・愛知・福井の各都県で90%以上である一方、北海道・長野・神奈川・大阪・福岡などの各道府県では50%未満となっている<sup>23</sup>。

児童館が閉館される際、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業の拡充を代替の事業として挙げられることがあるが、これらはすべての児童を対象とするものではなく、利用していた児童にとって「居場所」のひとつを失わせることになっていく。児童館は対象を限定しないことで、その効果、成果がわかりにくく、その役割・機能が理解されにくい施設とも言えるが、閉館、転用ではなく、むしろ児童館として価値に注目し、積極的な活用、推進を期待したい。

## (3) 「居させられる場所」ではなく

街角や路地裏、空き地などの遊び場が消え、児童館が閉館したとき、そこに居た子どもはどこへ行ったのだろうか。小川博久・岩田遵子<sup>24</sup>は、「学業の文化の延長線上として学習塾が肥大化し、スポーツ系のクラブや芸術系のおけいこが遊びに代わって登場した。しかし、これも大人が教師となって子どもに教授するという形を考えれば、教科活動の延長という意味をもち、その点で学業の文化の肥大化と言えるものであった。」と述べている。大人により活動内容が決められ、一方向的に教授する場合は、「子どもの自由や自治が保障された「子どもの領分(テリトリー)」とはなりにくい。また、学業であれスポーツであれ芸術であれ、その業績により子どもが序列化された時に、自己を肯定的に捉えられる「居場所」とならない可能性も含んでいる。

一方でその数を増やしてきた放課後児童クラブを利用する子どもも増えており、2021(令和3)年5月現在の放課後児童クラブ登録児童数は1,348,275名にも上る。しかし、こうした放課後児童クラブや文部科学省の放課後子ども教室といった放課後施策について山下智也<sup>25</sup>は「大人の意図で学校に閉じ込められ、学校という場の意図が影響する放課後を過ごす、そんな“放課後の学校化”によっても、子どもは受け身とな



り、「子ども主体」は脅かされてしまう」と警笛を鳴らす。また、放課後児童クラブを利用する子どもと利用しない子どもで、異なる放課後を過ごす“分断”も気がかりに思える。

学習塾、おけいこ、放課後児童クラブともに、そこに「居る」ことを（子ども本人の希望が影響する余地はあるものの、最終的には）大人によって決められている場とも言える。もちろん、子どもの「安心・安全な放課後の居場所の確保」へのニーズが高いことは理解出来る。だが、大人の意図によって「居させられる場所」でなく、子どもが自由に「居場所」を定める放課後の価値を、今一度、考える必要があるのではないか。

## おわりに

本稿では、子どもの「居場所」のひとつとしての児童館の機能と活動内容、その可能性について「居場所」概念の整理と児童館ガイドラインをもとにして、考察を行った。

子どもが過ごす場所は1つではない。家庭・学校などの生活領域以外に、そのどちらでもないサードプレイスが存在する。そして、そのそれぞれに「関係性」と「空間性」が異なれば、子どもは複数の「居場所」を持ちうる。学校の教師はクラス集団がすべての子どもの居場所となるよう、学級運営の取り組みをしておられる。放課後児童クラブでも家庭的な雰囲気でも過ごせるよう配慮され、学習塾やおけいこに携わる大人たちも、業績による序列化とならない指導の工夫を行っているところも多くある。それらの働きは尊い。しかし、子どもにはサードプレイスが必要であるし、子どもがどのような場をサードプレイスとして見出すかは、一様ではなく、複数の場を見出すこともある。子どもの多様なサードプレイスのひとつとしての可能性を「児童館」にも見出すことが出来ると考える。それだけに、昨今の児童館の減少傾向には危機感を感じる場所である。今後の児童館の積極的な活用と設置の推進を期待したい。

## 【参考文献】

- 宮地由紀子 2017「子どもの居場所づくり施策の研究」環境と経営 23(2)pp.165-172  
 野中美希・杉田裕子 2019「地域の「子ども施設」としての児童館の役割—時代とともに変化する児童館の機能と「児童館ガイドライン」(2018年版)の役割」みずほ情報総研レポート(17)pp.22-31  
 佐々木瞳 2020「困難を抱える子どもへの個別的支援と「居場所」実践の連携に関する考察—子どもの〈居場所〉に着目して」評論・社会科学(133)pp.161-172

## 【註】

- <sup>1</sup> 内閣府『令和4年国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べについて』  
<sup>2</sup> 住田正樹 2014『子ども社会学の現在—いじめ・問題行動・育児不安の構造』九州大学出版会 p.32  
<sup>3</sup> 志賀文哉 2018『“食堂活動”の可能性』富山大学人間発達科学部紀要 12(2)pp.123-128  
<sup>4</sup> 松村明監修『デジタル大辞泉』小学館  
<sup>5</sup> 住田正樹 2003「子どもたちの「居場所」と対人的世界」住田正樹・南博文編『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』九州大学出版会 pp.5-8  
<sup>6</sup> 増山均 2015『学童保育と子どもの放課後』新日本出版社 p.209  
<sup>7</sup> 桜井政成 2020『コミュニティの幸福論—助け合うことの社会学』明石書店 p.125  
<sup>8</sup> 園田美穂・南博文 2003「[場所]としての居場所の記述的分析」住田正樹・南博文編 前掲書 pp.85-86  
<sup>9</sup> 萩野矢慶記 2015『街にあふれた子どもの遊び』彩流社 p.3  
<sup>10</sup> 小川博久・岩田遵子 2009『子どもの「居場所」を求めて—子ども集団の連帯性と規範形成』ななみ書房 pp.75-76  
<sup>11</sup> 厚生労働省『令和2年社会福祉施設等調査』  
<sup>12</sup> 西郷泰之 2017『児童館の歴史と未来』明石書店 pp.76-78  
<sup>13</sup> 西郷泰之 2017 前掲書 pp.91-92  
<sup>14</sup> 野中賢治 2022「児童館の施策」児童館研究委員会・(一)

財) 児童健全育成推進財団編『子どもは歴史の希望—児童館理解の基礎理論』フレーベル館 p.174

<sup>15</sup>(一財) 児童健全育成推進財団編 2015『児童館論』(児童館・放課後児童クラブテキストシリーズ)(一財) 児童健全育成推進財団 p.8

<sup>16</sup>厚生労働省「令和3年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

<sup>17</sup>(一財) 児童健全育成推進財団編 2015 前掲書 p.13

<sup>18</sup>厚生労働省「令和3年度地域子育て支援拠点事業実施状況」

<sup>19</sup>(一財) 児童健全育成推進財団編 2015 前掲書 p.13

<sup>20</sup>桜井政成 2020 前掲書 pp.126-127

<sup>21</sup>小川博久・岩田遵子 2009 前掲書 pp.77-78

<sup>22</sup>野中賢治 2022 前掲書 pp.179-181

<sup>23</sup>(一財) 児童健全育成推進財団 2016『平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」の概要』

<sup>24</sup>小川博久・岩田遵子 2009 前掲書 pp.27-28

<sup>25</sup>山下智也 2019「放課後の地域の居場所から考える」小西祐馬・川田学編『遊び・育ち・経験—子どもの世界を守る』明石書店 p.225